

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の概要

(平成4年6月制定・平成5年4月施行)

※H29改正で新設した事項は赤字

(我が国に生息する希少種の保護)

(外国産の希少種の保護)

◎レッドリストの作成

◎レッドデータブックの作成

ワシントン条約附属書I掲載種

二国間渡り鳥等保護条約(協定)通報種

国内希少野生動植物種(第4条第3項)

捕獲等の禁止
(第9条)
※2

譲渡し等の禁止
(第12条第1項)
※1, 2

販売目的の陳列・広告の禁止※
(第17条)

輸出入の禁止
(第15条第1項)
※1

国際希少野生動植物種(第4条第4項)

譲渡し等の禁止
(第12条第1項)

販売目的の陳列・広告の禁止
(第17条)

輸出入時の承認の義務付け
(第15条第2項)

個体等の取扱規制

- ※1 特定第一種国内種は適用除外(第12条第1項第2号等)。特定国内種事業として行う場合には届出が必要(第30条)
- ※2 特定第二種国内種は販売・頒布等の目的での捕獲等・譲渡し等のみ規制(第9条第2号等)

生息地等保護区の指定(第36条第1項)

9地区指定(890ha)

○環境省が指定・管理

保護増殖事業計画(第45条第1項)

64種(亜種を含む。)に関する 計画策定

- 環境省(+各省)が策定(告示)
- 環境省の保護増殖事業

下記の場合例外的に譲渡し等が可能

法第20条に基づく、環境大臣(又は登録機関)の「登録」を受けた場合
(第12条第1項第5号)

象牙等で全形を保持しないものを譲渡しする場合
(第12条第1項第3号等)
※特定国際種事業(べつ甲)として行う場合には届出が必要(第33条の2)
※特別国際種事業(象牙)として行う場合には登録が必要(第33条の6)

生息地保護

保護増殖

動植物園

認定希少種保全動植物園等の認定(第48条の4第1項)

5園認定

○認定園が行う希少野生動植物種の譲渡し等については許可手続き不要。